

市役所の開庁時間が変わります

現在、市役所窓口の開庁時間と勤務時間が同じため、開庁準備や事後処理のための時間外勤務が常態化しています。これを改善し、職員の労働環境を整備するため、窓口の受付時間を変更します。

なお、短縮した時間は職員の連絡体制の充実や、課題や情報の共有、業務の見直しなどに有効活用し、市民サービスの向上につなげます。

■開庁時間（変更後）

9時～16時30分まで

■対象施設

○本庁舎、本庁第2庁舎、春日庁舎
○各支所（住民センターは9時から22時まで）

○健康センターミルネ（健診センター、通所支援事業所もみじ、相談支援事業所まごころは変更なし）
○消防本部（消防署は24時間対応）
※クリーンセンター事務所は9時から17時まで（廃棄物処理施設は変更なし）

問 職員課 ☎ 82・07202



ID11255

おくやみ手続き専用窓口を開設します

遺族の負担軽減を目的に、令和7年11月から市民安全課内に死亡後の諸手続きに関する「おくやみ手続き専用窓口」を開設します。庁舎内を移動することなく、死亡後の手続きが完了します。

■持ち物 死亡届出時に配付の「おくやみ手続きチェックリスト」、来庁者の本人確認書類、各手続きに必要なもの

■その他 事前予約は不要です。各支所でも、これまでどおり、死亡後の各手続きができます。

問 市民安全課 ☎ 82・20002



ID11762

丹波地域都市計画区域マスタープランの変更にかかる計画案が縦覧できます

都市計画区域の整備や開発、保全に関する方針などをまとめた都市計画区域マスタープランの変更にあたり、計画案の縦覧を行います。住民や利害関係者は、この期間中に意見書を提出することができます。

■縦覧・受付期間

11月25日（火）～12月9日（火）

※土日祝を除く（当日消印有効）

■縦覧場所 都市住宅課・兵庫県都市計画課

※県のホームページでも閲覧できます。意見書の提出など、詳しくは県ホームページを確認ください。

問 兵庫県都市計画課 ☎ 078 - 362 - 3588

問 都市住宅課（春日庁舎内）☎ 74 - 2364



県 HP

兵庫県の最低賃金が変わります

10月4日から時間額1,116円に改正されました。最低賃金は、パートタイマー、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。

問 兵庫労働局労働基準部賃金室 ☎ 078 - 367 - 9154

問 西脇労働基準監督署 ☎ 0795-22-3366

事業者のみなさんは
労働保険の手続を

「労働保険」は「労働者災害補償保険」と「雇用保険」の総称で、常勤・パート・アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇用している事業所は、原則として手続を行う義務があります。手続きがまだの場合は速やかに相談ください。

問 兵庫労働局労働保険徴収課 ☎ 078 - 367 - 0780

自分の地域を自分たちで守る 消防団の活動に参加してみませんか

岡消防総務課消防団係（消防本部）

☎ 72 - 22515

市では、火災や地震、台風、大雨などの非常時に地域を守る消防団員を随時募集しています。

火災や風水害に備えて 地域住民らで組織

消防団は、火災をはじめさまざまな災害時に出勤し、消火活動や救出・救護活動などの重要な任務に従事しています。また、災害現場で適切な対応を行い、地域住民の暮らしを守るため、普段から消火や水防などの訓練を行っています。

市内6支団（旧町単位）で組織され、団員数は1,676人で、うち11人が女性消防分団員です（令和7年4月1日時点）。

災害時には自宅や職場から 駆けつける

消防団員は、地域住民らが普段仕事をしながら、火災発生時には「自分の地域を自分たちで守る」という精神に基づき、自宅や職場から駆けつけて活動します。

あなたの力を地域のために

消防団では、会社員や自営業の人など、職業や性別を問わずいる

いるな人が活動しています。対象は、学生を除く18歳以上の市内在住・在勤の人です。男性は地元の消防団に所属。女性は丹波市全域で活動する女性消防分団に所属し、主に消防に関する広報活動に従事します。活動には年額報酬のほか、災害や訓練に出勤した際には出勤手当などが支給されます。活動に興味がある人は、消防総務課消防団係まで問い合わせください。



ポンプ操作大会で放水を行う消防団員



ID 3435

令和7年度秋の火災予防運動

11月9日から15日は全国一斉「秋の火災予防運動」期間です。火の取り扱いなどに注意し、火災の発生を防ぎましょう。

全国統一防火標語

急ぐ日も
足止め火を止め
準備よし



青木則明 丹波市消防団団長

『消防団の活動は多岐にわたりますが、消防団の強みは地元団員ならではの詳細な情報と迅速な対応です。何事にも初期対応が重要で、有事の際に消防団の行動により未然に防げる災害もあります。地域の安全と安心を守る活動は、自分自身の大切な人や財産を守る事にもつながります。地域と共に、地域に愛される消防団を目指して、これからも活動していきます。』

令和7年度甲種防火管理新規講習会 受講者を募集

令和7年度の甲種防火管理新規講習会を開催します。防火管理者とは、多くの人が利用する建物などの火災による被害を軽減するため、防火管理上必要な業務を計画的に行う責任者です。消防法では建物の規模や用途により、防火管理者の選任が義務付けられています。

時① 11月20日（木）9時～17時 ② 11月21日（金）9時～12時30分

所 丹波市消防本部 定 50人（定員になり次第締切） ￥ 4,100円

申 申込書を丹波市消防本部予防課に提出（平日昼間のみ受付） ☑ 11月7日（金）



ID 8173

岡予防課予防係（消防本部） ☎ 72 - 0571